

「掲出確認の許可条件」をいつ示したのだ！ 反処分・反テロ裁判証人尋問

8月28日、反処分・反テロ裁判の証人尋問が行われました。

JR東海労組合員を「テロリスト」呼ばわりした掲示を貼りだし、「業務妨害」をデッチ上げ不当処分を乱発した会社に対し、名誉毀損であるとして争っています。

今回は、新幹線地本成田委員長、会社側から新幹線鉄道事業本部宇田川人事課長及び、同西原運用課長が証人に立ちました。

会社は、2006年12月20日にJR東海労が行なった謝罪掲出確認について、事前にルールを相互に確認し決めていたと主張しています。しかし今回の成田委員長の証言で、そのようなルールが会社のデッチ上げであり、存在しないことを当時のやり取りを再現し明らかにしてきました。

宇田川課長は、「履行確認のルールを説明した時、成田さんは黙ってうなずいた」「12月15日、掲出確認の許可条件を本社と新幹線鉄道事業本部において決めた」と証言しました。果たして、会社の勝手なルールを黙って認めることがあるのでしょうか。また、12月15日決めていたという許可条件は今までにない初めての証言です。裁判対策の詭弁としか思えません。

また西原課長は、当時東京第二運輸所の所長という立場であったにもかかわらず、最高裁で不当労働行為と認定された「判決文は読んでいない」「昔のこと」、さらに謝罪文の内容について「記憶していない」と証言しました。労務政策に関わる重大な判決について、この程度の受け止めであり認識でしかないの



《証言を終え挨拶する成田委員長》

です。これで証人調べは終わり、萩原前委員長など5名の証言によって、「履行確認のルール」「テロリスト的な行為」「業務妨害」など一切なかったことを明らかにしてきました。次回は11月6日10時30分からです。

証人尋問で「履行確認のルール」
「テロリスト的な行為」「業務妨害」の
デッチ上げが明らかに！